

## 府中市が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）に配置される技術者等が、当該市工事以外の工事（以下「他工事」という。）の技術者等として兼務する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(専任配置の監理技術者の兼務)

第2条 次に掲げる市工事を除く市工事において、他工事と同一の監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。以下同じ。）を置くことができる。

- (1) 共同企業体として契約を締結し、又は締結しようとする市工事
- (2) 低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする市工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、監理技術者の兼務は認められないと判断する市工事

2 前項に規定する専任特例1号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該市工事と他工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- (2) 当該市工事と他工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- (3) 当該市工事と他工事の下請次数が3以内であること。
- (4) 当該市工事と他工事に監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。連絡員は当該市工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと。同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、1つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。ただし、当該市工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
- (5) 当該市工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること。
- (6) 当該市工事と他工事に人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、人員の配置を示す計画書は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該市工事の帳簿を保存している営業所で保存する

こと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。

- (7) 当該市工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は要件に該当しない。
  - (8) 当該監理技術者に求められている資格要件が市工事と他工事において同一であること。
  - (9) 監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。
- 3 専任特例1号による同一の監理技術者が兼務する工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、2であること。
  - 4 専任特例1号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第2項第1号から第9号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は2を超えてはならない。
  - 5 第1項の規定による専任特例2号により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
    - (1) 当該市工事と他工事の工事場所がどちらも府中市内であること。ただし、府中市の承諾を得た場合は、この限りではない。
    - (2) 当該監理技術者に求められている資格要件が市工事と他工事において同一であること。
    - (3) 監理技術者の専任配置を求めている他工事であること又は監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。
  - 6 専任特例2号による監理技術者の兼務を認める場合に、当該市工事に配置する監理技術者補佐は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
    - (1) 当該市工事に専任で配置すること。
    - (2) 当該市工事の監理技術者に求める資格を有する者又はその資格に係る建設業法第27条第1項に規定する技術検定と同一の技術検定の1級の第1次検定に合格した者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有していること。
    - (3) 受注者と直接的な雇用関係にあり、かつ、三ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
    - (4) 監理技術者と常に連絡が取れる体制であること。
    - (5) 受注者より監理技術者補佐が担う業務が明らかにされていること。
  - 7 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会その他施工における主要な業務を適正に遂行しなければならない。
  - 8 専任特例2号による監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、2とする。

9 専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(専任配置の主任技術者の兼務)

第3条 次に掲げる市工事を除く市工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。）を置くことができる。

- (1) 請負代金の額が1億円以上である市工事及び下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上と見込まれる市工事
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる市工事
- (3) 前号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、主任技術者の兼務は認められないと判断する市工事

2 前項に規定する専任特例1号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該市工事と他工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- (2) 当該市工事と他工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- (3) 当該市工事と他工事の下請次数が3以内であること。
- (4) 当該市工事と他工事に監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。連絡員は当該市工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと。同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、1つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。ただし、当該市工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
- (5) 当該市工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること。
- (6) 当該市工事と他工事に人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、人員の配置を示す計画書は、建設業法第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該市工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
- (7) 当該市工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやり

とることができない場合は要件に該当しない。

- (8) 当該主任技術者に求められている資格要件が市工事と他工事において同一であること。
  - (9) 主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。
- 3 専任特例1号による同一の主任技術者が兼務する工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、2とする。
  - 4 専任特例1号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第2項第1号から第10号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は2を超えてはならない。
  - 5 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に規定する次に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところにより同一の主任技術者が兼務することができる。ただし、低入札技術者（低入札価格調査を経て市から直接請け負った建設業者が、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）に加えて配置する主任技術者等の補助を行う技術者をいう。）又は監理技術者を配置する工事の場合は除くものとする。
    - (1) 密接な関係のある工事 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、次に掲げるもの
      - ア 同種の工作物を対象とする土木工事（例：市道改築工事と市道舗装工事）
      - イ 工事現場が隣接する土木工事（例：橋梁工事と河川改修工事）
      - ウ 同一敷地内にある建築物の建築工事又は設備工事
      - エ 相互に工程や安全確保のための調整を要する工事（例：資材を一括調達し相互に調整を要する工事、相当の部分を同一の下請業者で施工し相互に工程調整を要する工事）
    - (2) 同一の場所又は近接した場所 受注者から提出される自動車で通行可能な経路による工事現場間の距離が10km程度
  - 6 前項の規定により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
    - (1) 当該市工事と他工事の工事現場がどちらも府中市内であること。ただし、当該市工事の発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
    - (2) 当該主任技術者に求められている資格者要件が市工事と他工事において同一であること。
    - (3) 主任技術者の専任配置を求めている他工事であること又は主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。
  - 7 第5項による同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、原則2程度とする。（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件以上あるときは3まで）とする。  
（専任配置の監理技術者と主任技術者との兼務）

第4条 当該市工事と他工事において、それぞれ専任特例1号による要件に該当する場合は、

監理技術者と主任技術者を兼務することができる。

(現場代理人の兼務)

第5条 府中市が発注する工事で、次に掲げる要件を全て満たす場合には、現場代理人を複数兼務することができる。ただし、契約金額が200万円未満の工事については、兼務の制限はなしとする。

(1) 兼務しようとする工事は、府中市又は施工場所が府中市内の広島県及び広島県水道広域連合企業団が発注した工事であること。広島県及び広島県水道広域連合企業団の発注工事については、当該工事の発注者が現場代理人の兼務を承認する場合。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない記載がある工事でないこと。

(3) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等の適切な対応ができること。

(4) 低入札価格調査工事でないこと。

2 工事の請負代金の額が、4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の場合は、原則兼務不可とするが、建設業法施行令第27条第2項に適用する工事現場間隔が10km程度以内かつ密接な関係のある公共工事については、2件まで現場代理人を兼務することができる。ただし、監理技術者を配置した工事での兼務は不可とする。

3 工事の請負代金の額が、200万円以上4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の工事について、5件まで現場代理人を兼務することができる。

(兼務制限に係る件数)

第6条 主任技術者等及び現場代理人の兼務制限に係る件数は、最終的に配置される工事件数(主任技術者又は現場代理人として配置されている工事(主任技術者と現場代理人を兼務している場合も1件とする。))の合計であり、対象工事がすべて適用金額未満であることを要する。

(兼務を認めない市工事の入札公告)

第7条 主任技術者等の兼務を認めないと判断する場合は、当該市工事の入札公告においてその旨を明示するものとする。

(主任技術者等の兼務の手続)

第8条 契約を締結している市工事(以下「既契約市工事」という。)の受注者は、当該既契約市工事に配置している主任技術者等を契約を締結している他工事の主任技術者等と兼務させようとする場合は、市に兼務届出書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 市は、前項の兼務届出書の提出を受けた場合は、主任技術者等、監理技術者補佐の資格等、他工事との関係を審査し、承認する場合は受理する。

3 市は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第2条第2項又は第3条第2項に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該市工事の主任技術者等を専任で配置するよう指示しなければならない。

(現場代理人の兼務の手続)

第9条 当該市工事に配置している現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させようとする場合又は他工事に配置している現場代理人を当該市工事の現場代理人と兼務させようとする場合は、市に兼務届出書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

2 市は、前項の兼務届出書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認する場合は受理する。

3 市は、前項の規定により兼務を受理した後、契約変更等により第5条に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の受理を取り消し、受注者に当該市工事の現場代理人を常駐させるよう指示しなければならない。

(現場代理人の兼務解除権)

第10条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合

(2) この基準の規定に違反していると認められる場合

(3) 偽りその他不正な手段により届出を行ったと認められる場合

2 前項の規定により現場代理人の兼務を解除するときは、現場代理人兼務解除通知書(別記様式第3号)により解除の理由を付して受注者に通知する。

3 第1項の規定により現場代理人の兼務を解除されたときは、安全管理及び工程管理に支障が生じないように、工事現場ごとに現場代理人を早急に専任し常駐させなければならない。

(主任技術者等の兼務による変更等)

第11条 専任の監理技術者が専任特例1号又は2号による監理技術者となる場合若しくは専任特例1号又は2号による監理技術者が専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。

2 専任の主任技術者が専任特例1号又は第3条第7項による主任技術者となる場合若しくは専任特例1号又は第3条第7項による主任技術者が専任の主任技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。

(補則)

第12条 その他、主任技術者等に係る本要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 府中市が発注する建設工事の現場代理人の兼務に関する基準(平成22年4月1日)及び災害復旧工事における現場代理人及び配置技術者の兼務の特例措置(平成22年10月

1日)については、廃止する。